

# 公告

令和4年5月11日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

## 記

### 1. 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名  
新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務
- (2) 業務内容  
「特記仕様書（案）」のとおり
- (3) 業務期間  
契約締結日から令和5年9月30日まで
- (4) 契約上限金額  
金 19,877 千円（消費税及び地方消費税を含む。）（令和4年度 金 4,686 千円）

### 2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

本プロポーザル公告日において、次のいずれにも該当する者でなければ提案することができない。

- (1) 令和4・5年度に豊橋市が発注する設計監理・調査測量の委託契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (3) 本プロポーザル公告日から契約候補者特定までの期間において、豊橋市から指名停止措置に付されていない者。
- (4) 契約候補者特定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者。
- (5) 契約候補者特定の日前1年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 本プロポーザル公告日から契約候補者特定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者。
- (8) 本プロポーザル公告日において、設計で本市に登録している者。
- (9) 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録している者。

- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (11) 設計に係る実績高（入札参加資格審査申請時における直前2か年間の年平均実績高）が500万円以上の者。
- (12) 平成24年4月1日以降に、元請として木造建築物で延床面積300㎡以上（木造とその他の構造を併用する部分の床面積が300㎡以上のものを含む）の新築又は増築の設計を完了した実績を有する者。

### 3. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先  
〒440-8501  
愛知県豊橋市今橋町1番地  
豊橋市こども未来部保育課  
電話：0532-51-2315  
電子メールアドレス：hoiku@city.toyohashi.lg.jp
- (2) 実施要領等の入手方法  
下記ホームページからダウンロードすること。  
豊橋市こども未来部保育課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50400.htm>
- (3) プロポーザル参加意向申出書
  - ア 提出期限  
令和4年5月27日（金）午後5時必着
  - イ 提出場所  
（1）に同じ
  - ウ 提出部数  
1部
  - エ 提出方法  
持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。
- (4) 提案書等の提出
  - ア 提出期限  
令和4年6月27日（月）午後5時必着
  - イ 提出場所  
（1）に同じ
  - ウ 提出部数  
正本1部、副本10部
  - エ 提出方法  
持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

#### 4. 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

##### (1) 第一次審査（書面審査）

日程：令和4年6月10日（金）を予定

プロポーザル参加意向申出書の提出者が5者を上回った場合は、上位5者に第二次審査の提案書の提出を要請する。

##### (2) 第二次審査（書面審査、プレゼンテーション、ヒアリング）

日程：令和4年7月8日（金）を予定

時間、場所及び留意事項等については、「結果通知書（第一次審査）」（第一次審査日から3日以内に電子メール及び郵送で通知予定）により通知する。

#### 5. 注意事項

(1) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出後のプロポーザル参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。

(3) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。

(4) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。

(5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(6) 本プロポーザルの手續きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

#### 6. その他

(1) 契約書作成の要否  
要

(2) その他詳細は「新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務プロポーザル実施要領」による。